

## 令和7年度朝来市社会福祉協議会

### 活動基本方針と活動計画

朝来市社会福祉協議会が誕生し20年が経過いたしました。この間、社会福祉法人の関係法令の改正や介護保険や障害福祉サービス事業に関する改正が行われる中、法人の安定的運営を目指し、事業の見直しや廃止などを行い、安定した法人運営が継続できるよう取り組みを進めてきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、社会情勢の変化も相まって、変化に対応した柔軟な発想と継続した業務改善・改革を推し進めなければならない状況が続いています。

令和7年度は、社協の活動指針でもある「第3次朝来市地域福祉推進計画」の最終年となり、目標としている「しくみ・しかけづくり」、「人づくり・地域づくり」、「仲間づくり」のさらなる充実と目標完遂を目指し、社協の存在意義を示さなければなりません。また次期計画である「第4次朝来市地域福祉推進計画」(期間:令和8年度～令和12年度)の策定に着手し、今後の地域福祉活動の活動指針を定め、法人の基本理念「誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざして」の取り組みを進めてまいります。

令和7年度は和田山・山東地域センターの統合や朝来地域センターの総合支援課への統合など地域福祉部門において大きな改革が進む中、これまで以上に地域に出向き、市民の皆様から直接声を聴き信頼される社協にならなければなりません。

地域に出向くことを業務の基本とし、現在取り組んでいる「ほっとコミュニケーション事業」では、要見守り世帯へ民生委員と一緒に訪問し、「暮らしのアンケート」を継続実施し、問題・課題の気づき力を向上させるとともに、民生委員、社協委員など関係者と協力し、調整会議を実施しながら地域の支え合いの仕組みづくりを進めます。

ボランティア活動においては、ボランティア市民活動センターに登録されているボランティアグループや個人ボランティアの皆さんを対象に、エリアごとのボランティアステ

ーション連絡会を実施し、活動状況の把握や意見交換を実施しながら活動が継続できるよう支援し、また職員がボランティアグループ等取材し、ボランティア情報誌で活動紹介を継続的に実施します。

法人の財政的に大きなウエイトを占める介護保険事業や障害福祉サービス事業の経営は、非常に厳しい状況を迎えています。各施設、各事業所において目標を設定し、目標達成のため職員一人一人がどのようなことができるのかを考え、業務改善や改革を職員自らが動いて実施することを再認識し、経営状況の改善に取り組みながら、介護保険法や障害福祉サービスの関係法令の改正などに対応し、法令順守とサービスの質の向上を目指し取り組みを進めます。

さらにこうした事業を実施するにあたり人材育成は重要と捉えていますので、外部講師を招聘した職務階層別研修の実施や各関係機関が実施する研修会への参加など職員の資質向上を目指し、取り組みを進めます。

以上、令和 7 年度朝来市社会福祉協議会の活動基本方針とし、市内の他法人並びに社会福祉に関わる関係者の皆さんと相互連携・相互調整を図りながら、法人の基本理念「誰もが安心して暮らせるまちづくりめざして」の具現化を目指します。

## 【法人の基本理念】

誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざして

## 【令和7年度基本方針と重点項目】

- 1 第3次朝来市地域福祉推進計画の最終年度となり、中間年度の検証・評価を踏まえ、具体的な活動項目の目標達成に向け、地域福祉を支える関係者との連携を図り、地域福祉活動の充実を図る。
  - 1) 第3次朝来市地域福祉推進計画の活動項目に基づき、地域福祉、ボランティア、相談、福祉教育、社会福祉法人ネットワーク、権利擁護支援等の課題解決に努める。
  - 2) 地域の居場所づくりを推進するため、職員が積極的に地域に出向き、地域の取り組みを把握し、助成事業の啓発や情報提供を行い、福祉マップ作りや地域の食堂事業(にこにこ食堂)の活動を推進する。
  - 3) 第3期の社協委員の選任に伴って、継続的な社協委員活動を目指し、地域担当職員がほっとコミュニケーション事業をはじめ地域に関わる事業で得られる課題の解決に向け、地域の調整会議や社協委員座談会を開催する。
  
- 2 第3次朝来市地域福祉推進計画の進捗状況や福祉環境の情勢などを踏まえ、第4次朝来市地域福祉推進計画(令和8年度～令和12年度)の策定を進める。
  - 1) 第3次朝来市地域福祉推進計画における課題や市内の地域福祉活動の取り組み状況などを踏まえ、第4次朝来市地域福祉推進計画の策定を進める。
  - 2) 第4次朝来市地域福祉推進計画を策定後、市民への周知と計画期間中の目標を明確にする。
  
- 3 ボランティア活動が活発に行えるようボランティア市民活動センター運営委員会やボランティアステーション連絡会を開催し、引き続きボランティア活動の活性化や登録ボランティアグループ等との連携や情報の発信・提供を積極的に行い活動支援に努める。
  - 1) ボランティア市民活動センター運営委員会を開催し、ボランティアのあり方などを検討するとともに、積極的なボランティア活動の呼びかけ等を行う。

2) ボランティアステーション連絡会を各地域センターエリアごとに開催し、ボランティア間の意見交換や活動が活発化するよう支援を行う。

4 介護保険事業、障害福祉サービス事業、地域福祉事業など各分野の経営状況改善に向け、それぞれの事業の精査を行い、継続的・安定的な法人運営を目指し改善・改革を押し進める。

1) 高齢者施設一体改革会議並びに障害者施設一体改革会議を開催し、事業の精査と課題抽出、課題整理、課題解決に向け取り組みを進める。

2) 地域センターの移転・統合の実施に伴い、職員が地域に出向く業務スタイルを確立し、地域との関りを深めるため、福祉関係者と積極的に連携を図る。

5 法人の継続的・安定的運営を目指し、人材育成を重要な課題と定め、職員の職務階層別研修を実施する。

1) 職務階層別研修では、新任職員研修や事業所ごとにリスクマネジメント研修を実施し、法令で定めのある感染予防研修、虐待防止研修などは全職員対象に実施する。